

築上町

過疎地域持続的発展計画

(令和3年度 ～ 令和7年度)

令和3年9月
(令和4年12月一部改訂)
(令和5年7月一部改訂)
(令和5年12月一部改訂)
福岡県 築上町

目次

1	基本的な事項	1
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成.....	15
3	産業の振興.....	16
4	地域における情報化	21
5	交通施設の整備、交通手段の確保	22
6	生活環境の整備	24
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	29
8	医療の確保.....	35
9	教育の振興.....	36
10	集落の整備.....	41
11	地域文化の振興等.....	42
12	再生可能エネルギーの利用の推進	44
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....	45
14	事業計画（令和3年度～7年度）	47
15	過疎地域持続的発展特別事業分の事業計画（再掲）	57

1 基本的な事項

(1) 市町村の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

築上町は、福岡県の東部、周防灘に面して位置し、北は行橋市、西はみやこ町、東は豊前市、南は大分県中津市に接している。総面積は119.61平方キロメートルで、南部はほとんどが森林で占められており、そこを源とする多くの河川が北部の平野を潤し周防灘に注いでいる。また、北西から南東にかけ東九州自動車道や国道10号、福岡県道58号椎田勝山線が貫き、これらと交差して主要地方道や一般県道が整備され、北九州市、中津市などの地方中核都市と連絡している。一方、鉄道はJR日豊本線が、北九州市や大分・宮崎方面に連絡している。気候は、温暖な瀬戸内海型気候に属し、雨量は比較的少雨で地震や自然災害の少ない地域である。

本町における生活の歴史は、およそ3千年前の石町遺跡、岩陰遺跡にみられる縄文時代に遡ることができる。古墳時代、この地方一帯は「豊の国」と呼ばれ、7世紀になって豊前・豊後に分かれた。室町時代には中国地方や北九州地方に大きな勢力をもつ大内氏が豊前の国を治めた。戦国時代、豊臣秀吉が九州を平定し、それまでこの地方を治めていた宇都宮氏は滅亡し、その後、黒田氏、細川氏、小笠原氏の支配と時代は移り変わった。

昭和30年に昭和の大合併で椎田町（椎田町、八津田村、葛城村、西角田村）と築城町（上城井村、下城井村、築城村）が誕生し、その後、地方分権一括法の施行などにより、行政基盤の強化や財政状況の悪化などの諸問題に対応するため、平成18年1月10日に椎田町と築城町が合併して築上町が誕生した。

イ 過疎の状況

本町の人口は、昭和35年国勢調査で26,981人、昭和55年国勢調査で25,699人であったが、平成27年の国勢調査では18,587人となり、35年間の間に8,394人（△31.1%）減少している。産業については、平成27年の国勢調査による産業構造別人口は、第1次産業726人（8.8%）、第2次産業2,119人（25.5%）、第3次産業5,365人（64.5%）となっており、第1次産業の就業者が福岡県平均（2.8%）を上回っており、重要な産業となっている。

平成22年4月1日に過疎地域に指定され、過疎地域の対策として、地域の活性化や定住人口の安定を図るため、豊かな自然環境を生かした生産基盤の整備、教育文化施設の整備を行うとともに、観光レクリエーション施設等の整備による地域間交流の促進、定住促進のための情報発信など地域の持続的な発展に資する事業を積極的に実施してきた。

人口減少、少子高齢化は、地域社会の活力喪失と生産能力の低下をもたらすことが問題であり、これまでその課題ごとに事業を実施してきたが、国全体の経済構造の変化など、社会

的要因により依然として若者の流出が続き、少子高齢化に歯止めがかからない状況が続いている。このため、引き続き定住促進施策の実施や出産及び子育てしやすいまちづくりを目指す取組を推進し、人口減少を抑制することで持続可能な地域社会を構築していくことが今後の課題である。

ウ 築上町の社会的・経済的発展の方向

本町がある京築地域の近郊では、古くから歴史や文化、豊かな自然環境と快適な気象条件に恵まれ、北九州空港、東九州自動車道をはじめとするインフラ整備が進み、苅田町を含む北九州市周辺や大分県の中津市などの、自動車を中心とした産業集積が進んでいる。このような地域特性、地域資源を最大限に活用し、魅力的な地域として発展させるため、様々な観点から検討を行い、その目標像や方策を示していかなければならない。

また、リゾート地域としての要素を海、山、里に見出し、本来の基幹産業である農業、林業、漁業を軸とした産業振興を図りながら観光に結びつける、また、地域の歴史文化史跡を活用した通年型観光・滞在型観光を目指していくことが必要である。

本町では少子高齢化による人口減や若者の転出が進むことによる人口流出が続いていることから、これらに対応した持続可能な施策の展開が必要となっている。

今後は、基幹産業である農業、林業、漁業の振興はもとより、歴史文化、観光資源のネットワーク化を促進し、第1次産業と第2・第3次産業の均衡ある振興を図るとともに、6次産業化の推進や起業・事業展開における持続的な支援を図るなど、U I J ターン者を含めた若年層の定住促進を重点施策とし、地域の持続的発展を図ることが必要である。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本町の人口動態は、国勢調査に基づく人口の推移によると、表1-1(1)のとおり、昭和55年には25,699人であった人口は、平成27年には18,587人へと35年間で8,394人(△31.1%)減少した。5年ごとの減少率を見てみると、昭和60年までは微増・微減を繰り返すものの、平成2年以降は5年ごとに△5%前後の減少傾向が続いている。

このような傾向を示す当町の人口動態の特徴を考察するために、年齢階層別人口の推移について見てみると、65歳以上を除いて大きく減少傾向にあり、特に0歳～14歳の人口減少が大きく、平成2年以降の連続する3回の国勢調査では△10%後半の減少率となっている。

また、15歳～29歳については、平成12年以降の人口減少率が高い推移で続いており、少子化の進行、若年層の人口流出に歯止めがきかない状況であることがわかる。これらの若

い世代の人口減は、本町の経済、生産機能を抑制する大きな要因であると考えられる。

一方、高齢者の人口推移を見ると、その構成比は年々増加傾向にある。65歳以上の比率の変化は、昭和55年当時の高齢化比率中、総人口の12.4%であったが、慢性的な増加傾向により、平成27年には34.3%と高い値を示している。このことから、全体的な人口動態としては、若年層において特殊な人口増加をもたらすような要因がない限り、引き続き若年層の減少と高齢者層の増加傾向は進むものと予想される。

今後の人口の見通しとしては、表1-1(2)のとおりである。

イ 産業の推移と動向

産業別就業者の推移は表1-1(3)のとおりで、昭和35年と平成27年を比較してみると、第1次産業については、昭和35年には52.2%と非常に高い割合を示していたが、平成27年には8.7%と大幅な減少を示している。このことから、本町においても若年層の農業、林業、漁業離れが進んでおり、後継者の育成、就業環境の整備が急務の課題である。

一方、第2次産業を見ると昭和50年以降は、ほぼ横ばい状態にある。第3次産業については、昭和35年の34.2%から平成27年の64.6%と大幅な増加を示している。

この傾向は、国内経済の進行と並行して今後も続くものと予想されるが、若年層人口の減少や高齢者比率の増加などを考慮すると、就労者数の確保、学卒者をはじめとする若者の町外流出防止を図ることが大きな課題である。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 26,981		人 25,157	% △ 6.8	人 24,894	% △ 1.0	人 25,545	% 2.6	人 25,699	% 0.6
0歳～14歳	8,053		6,347	△ 21.2	5,754	△ 9.3	5,975	3.8	5,902	△ 1.2
15歳～64歳	16,897		16,587	△ 1.8	16,678	0.5	16,745	0.4	16,602	△ 0.9
うち 15～29歳 (a)	7,189		6,599	△ 8.2	6,125	△ 7.2	5,834	△ 4.8	5,009	△ 14.1
65歳以上 (b)	2,031		2,223	9.5	2,462	10.8	2,825	14.7	3,190	12.9
(a) / 総数 若年者比率	26.6%		26.2%	—	24.6%	—	22.8%	—	19.5%	—
(b) / 総数 高齢者比率	7.5%		8.8%	—	9.9%	—	11.1%	—	12.4%	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 25,706	% 0.0	人 24,383	% △ 5.1	人 23,070	% △ 5.4	人 21,848	% △ 5.3
0歳～14歳	5,487	△ 7.0	4,559	△ 16.9	3,724	△ 18.3	2,987	△ 19.8
15歳～64歳	16,633	0.2	15,852	△ 4.7	14,852	△ 6.3	13,741	△ 7.5
うち 15～29歳 (a)	4,910	△ 2.0	4,598	△ 6.4	4,397	△ 4.4	4,026	△ 8.4
65歳以上 (b)	3,577	12.1	3,972	11.0	4,480	12.8	5,120	14.3
(a) / 総数 若年者比率	19.1%	—	18.9%	—	19.1%	—	18.4%	—
(b) / 総数 高齢者比率	13.9%	—	16.3%	—	19.4%	—	23.4%	—

(次ページに続く)

区分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 20,837	% △ 4.6	人 19,544	% △ 6.2	人 18,587	% △ 4.9	人 17,189	% △ 7.5
0歳～14歳	2,654	△ 11.1	2,428	△ 8.5	2,232	△ 8.1	1,911	△ 14.4
15歳～64歳	12,534	△ 8.8	11,225	△ 10.4	9,959	△ 11.3	8,650	△ 13.1
うち								
15～29歳	3,326	△ 17.4	2,783	△ 16.3	2,508	△ 9.9	2,157	△ 14.0
(a)								
65歳以上	5,642	10.2	5,880	4.2	6,367	8.3	6,566	3.1
(b)								
(a) / 総数 若年者比率	16.0%	—	14.2%	—	13.5%	—	12.5%	—
(b) / 総数 高齢者比率	27.1%	—	30.1%	—	34.3%	—	38.2%	—

表1-1(2) 人口の見通し

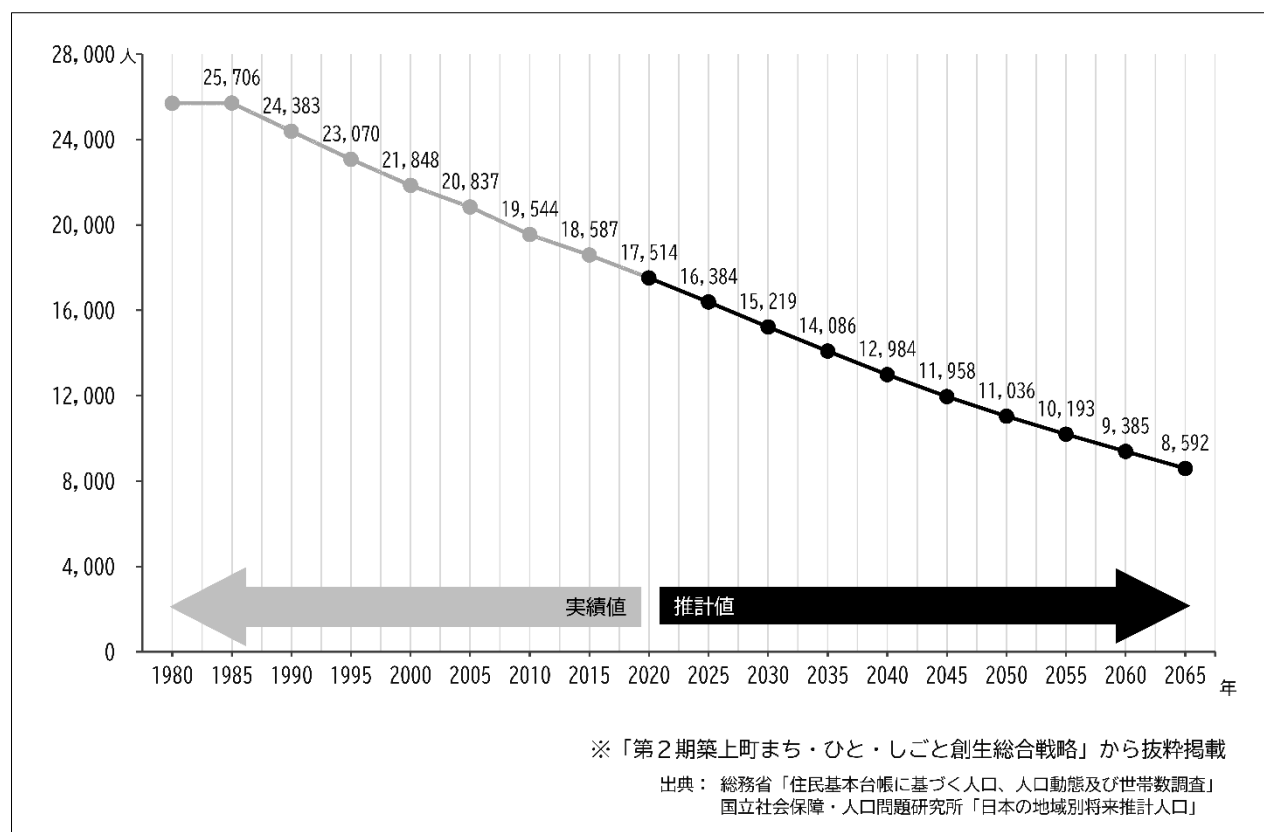


表1-1(3) 産業別人口の動向

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 13,789		人 12,779	% △ 7.3	人 13,398	% 4.8	人 12,190	% △ 9.0	人 12,000	% △ 1.6
第一次産業 就業人口比率	52.2%		46.3%	-	42.0%	-	32.2%	-	25.2%	-
第二次産業 就業人口比率	13.6%		15.7%	-	18.3%	-	22.8%	-	23.3%	-
第三次産業 就業人口比率	34.2%		38.0%	-	39.7%	-	44.8%	-	51.5%	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 11,287	% △ 5.9	人 10,840	% △ 4.0	人 10,902	% 0.6	人 9,980	% △ 8.5
第一次産業 就業人口比率	22.1%	-	17.9%	-	15.5%	-	11.4%	-
第二次産業 就業人口比率	23.8%	-	27.7%	-	28.4%	-	28.7%	-
第三次産業 就業人口比率	53.9%	-	54.4%	-	55.9%	-	59.8%	-

区分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 9,578	% △ 4.0	人 8,619	% △ 10.0	人 8,304	% △ 3.8	人 7,862	% △ 5.6
第一次産業 就業人口比率	10.8%	-	8.2%	-	8.7%	-	7.5%	-
第二次産業 就業人口比率	26.2%	-	26.1%	-	25.5%	-	24.0%	-
第三次産業 就業人口比率	62.6%	-	64.3%	-	64.6%	-	63.9%	-

(注) 総数に分類不能が含まれているため、構成比の計は100%にならない。

(3) 市町村行財政の状況

ア 行政の状況

社会情勢の急激な変化に伴う過疎化や少子高齢化社会が進行する中で環境、情報化、地方分権など、行政需要は年々複雑・多様化し、自己責任による自主的で自立的な行政運営が求められている。

本町においては、平成18年1月10日の町合併後、平成19年3月に行財政改革として集中改革を行い、職員数の削減や給与カット、機構及び補助金などの見直しを行い、その他経費の削減や国・県の補助金や有利な起債を活用するなど、歳出抑制と財源確保に取り組んできた。

また、町単独で行うには困難な事務や広域単位で処理することが効率的な事務については広域行政として、京築広域圏消防本部や福岡県介護保険広域連合、京築地区水道企業団と連携して業務を行っている。

このため、町財政は合併前と比べれば良化したが、今後の状況として、普通交付税の削減や老朽化した公共施設建替などの課題があり、本町を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。このような中において、限られた財源の適正・公平な配分に留意しつつ行政サービスの向上を目指さなければならない。特に、行政運営や投資効果の観点から住民サービスに即した行政体制づくりに努めるとともにサービスの向上や事務の合理化を一層進めなければならない。

また、少子高齢化に伴う課題だけに限らず、多様化する住民ニーズに対応するため、専門化、高度化及び複雑化してきた行政事務運営を行うにあたり、職員の資質と専門的実務能力の向上など、職員の人材育成に関して重要度が高まっている。これらを踏まえて、さらに魅力的で効果的な行政運営を進めていく必要がある。

イ 財政の状況

本町の令和元年度普通会計決算状況における一般財源の標準規模を示す標準財政規模は、約57億円である。

財政に関する主要指標について、経常収支比率の状況は98.4%であり、財政の硬直化が進んでおり、実質公債費比率では8.0%となっている。

一方、積立金現在高の状況については約65億5千万、うち財政調整基金の残高については約17億5千万であり、積立金残高の標準財政規模に対する割合は30.9%となっている。

歳入については、地方税、地方交付税、地方債の占める割合が高く、これらで歳入全体の58.8%を占めており、地方税については、約15億8千万円であるが、このうち固定資産税の構成比が42.3%、町民税の構成比が46.2%となっている。

歳出については、性質別では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が33.3%を占めてお

り、義務的経費に物件費、維持補修費、補助費等を加えた経常的経費の構成比は60.3%であり、投資的経費は26.4%となっている。本町の財政状況は、合併当初からは改善されたものの、少子高齢化による社会福祉費の増大や老朽化した公共施設の建替等による地方債残高の増加、市町村合併算定替特例期間の終了に伴う地方交付税の減額も今後見込まれるなど依然厳しい状況にあり、より一層の歳出削減と歳入確保に努めていかなければならない。

ウ 公共施設の整備状況

築上町において、社会資本の整備や住民福祉、生活環境の整備は過疎対策事業、防衛省補助事業等を積極的に活用し、進めてきた結果、主要公共施設の整備水準はかなり向上した。

しかしながら、町道、農道の改良・整備や地理的条件の悪い地域などの交通体系の整備が進んでいない状況が見られる。築50年以上が経過しており、旧耐震基準の建物になっていた庁舎については令和3年1月に建て替え工事を完了したが、築30年を経過した小中学校の校舎等教育環境の整備、上水道及び污水处理施設等の生活環境の整備、また、産業振興及び観光施設整備などについても今後の人口構造の変化に伴い、特に若者の定住促進施策や高齢者福祉施策を推進し、施設整備の必要性和運営の効率性のバランスを検討した上で、整備を行っていく必要がある。

表1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額A	10,750,568	11,512,407	12,956,136
一般財源	6,428,541	6,310,027	6,065,670
国庫支出金	1,146,887	1,325,176	1,746,956
都道府県支出金	629,120	745,070	856,997
地方債	780,441	734,413	2,066,201
うち過疎対策事業債	84,700	305,300	303,600
その他	1,765,579	2,397,721	2,220,312
歳出総額B	9,585,119	9,841,703	12,164,660
義務的経費	4,553,423	3,985,448	4,055,262
投資的経費	1,184,884	1,250,261	3,214,247
うち普通建設事業	1,147,337	1,186,095	3,173,371
その他	3,846,812	4,605,994	4,895,151
過疎対策事業費	146,944	672,976	591,145
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,165,449	1,670,704	791,476
翌年度へ繰り越すべき財源 D	91,167	21,637	135,505
実質収支 C-D	1,074,282	1,649,067	655,971
財政力指数	0.34	0.34	0.34
公債費負担比率	17.3%	11.4%	12.4%
実質公債比率	16.0%	8.9%	8.0%
経常収支比率	88.1%	88.5%	98.4%
将来負担比率	101.7%	49.5%	30.5%
地方債現在高	11,328,137	9,286,144	11,189,931

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成25 年度末	令和元 年度末
市町村道							
改良率 (%)	10.5	15.2	22.2	26.2	54.4	54.9	55.0
舗装率 (%)	1.2	27.4	36.6	42.1	57	58.3	59.2
農道							
延長 (m)	—	—	—	—	5,465	8,304	8,304
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	4.2	4.2	6.5	—	—	—
林道							
延長 (m)	—	—	—	—	42,373	42,373	46,597
林野1ha当たり林道延長 (m)	—	4.8	3.5	4.6	—	—	—
水道普及率 (%)	24.6	34.1	44.5	62.2	79.4	80.5	78.9
水洗化率 (%)	—	—	5.4	22	34.4	41.2	42.0
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	—	10.1	12.4	9.1	6.5	6.6	6.0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は福岡県の東部、周防灘に面して位置し、南部はほとんどが山林に囲まれ、その山林を源とする河川が平野を潤し、気候は温暖で豊かな自然環境に恵まれた地域であり、古代から近代に至る歴史や遺跡、社寺、また、それらにまつわる神楽・楽などの民俗芸能など歴史的資源を多く有している。一方、産業構造の転換や後継者不足による農林漁業の低迷、若年層の地域外流出などによる人口の減少、少子高齢化の進行などの地域課題が顕在化し、このままでは地域活動が困難になり、今までの施策のままでは地域経営が立ち行かなくなる恐れがある。このため、社会環境の変化に対応しつつ、地域住民一人ひとりがこの地に誇りと愛着を持ち、地域の良さを見つめ直し、この地の良さを最大限に生かしたまちづくりを推進していくことが重要である。

本町では、このような実情を踏まえて第2次築上町総合計画に「“自然と歴史・文化を育む—心と体の健康を求めた『豊かな生活の場』づくり」を将来像として掲げており、この将来像を実現するため6つの基本目標として「笑顔あふれるふれあいのまちづくり」、「やすらぎと安全・安心のまちづくり」、「みんながいきいきと暮らせるまちづくり」、「こころ豊

かに一人ひとりの誇りを育むまちづくり」、「活力とにぎわいのあるまちづくり」、「健全な行政経営を目指すまち」を掲げている。これらの基本目標に基づき、地域の持続的発展のための施策の推進を図っていく。

① 笑顔あふれるふれあいのまちづくり

住民が自治会をはじめとするコミュニティを通して自主的、意欲的にまちづくりに参画でき、お互いを尊重し協働しあえるまちとする。住民ができることは可能な限り自助共助の精神によりお互いを支えあい、誰もが活躍し笑顔があふれるまちとなっていくことを目指す。

- 1 地方自治
- 2 人権の尊重・男女共同参画
- 3 住民参画

② やすらぎと安全・安心のまちづくり

本町の豊かで美しい自然を守り、自然と共生しながら質の高い生活環境を兼ね備えた快適で安全安心な暮らしを営めるまちとしていく。環境に配慮し、災害の予防や日常生活のインフラの充実により、自然のやすらぎと安心して暮らせるまちとなっていくことを目指す。

- 1 自然環境の保全と共生
- 2 生活環境
- 3 暮らしの安全
- 4 基地対策

③ みんながいきいきと暮らせるまちづくり

子どもから高齢者まで、ライフステージに応じた健康課題・福祉課題への切れ目ない対応を図り、誰もが健やかで生きがいをもって暮らせるまちとする。多様化する課題に対応できる体制を整え、体の健康づくりを進めていきいきと暮らせるまちとなっていくことを目指す。

- 1 健康づくり
- 2 子育て支援

- 3 社会福祉
- 4 高齢者福祉

④ ころ豊かに一人ひとりの誇りを育むまちづくり

地域固有の歴史や伝統・文化を継承し、地元への愛着をもちつつ、未来へはばたく国際感覚豊かで、生きる力を備えた子どもを育てるまちとしていく。幼少期からの体験学習や伝統・文化にふれる機会の創出により、地元への誇りを育み、さらに、自身への誇りへと導くことで、ころ豊かに過ごせる心と体の健康を育むまちとなっていくことを目指す。

- 1 教育
- 2 歴史・文化
- 3 生涯学習・スポーツ
- 4 青少年の健全育成

⑤ 活力とにぎわいのあるまちづくり

海、まち、里、山の調和を図り、町の特性を生かした個性豊かな魅力あるまちとなっていくことを目指す。

各産業を推進する上で必要となる道路の整備や維持補修を行い、町内コミュニティバスの見直しにより公共交通の利便性の向上を図り、町内外の人やモノが活発に行き交う道路交通体系の整備を推進する。地域に合ったバランスのとれた産業を育成・振興し、地域資産を生かした観光や地域内外の人の交流を促し、活力とにぎわいのあるまちとなっていくことを目指す。

- 1 都市基盤整備
- 2 農林水産業
- 3 商工業
- 4 観光

⑥ 健全な行政経営を目指すまち

効果的で効率的な行政経営をするため、行政システムの構築や事務事業の見直しを図るとともに活力ある組織づくりと職員の人材育成に取り組む。また、社会情勢や人口減少等により、税収減が予想されることから新たな歳入確保とより一層の歳出削減に取り組み、将来

にわたって健全な行財政運営を実行できるまちとなっていくことを目指す。

- 1 自治体運営の健全化
- 2 適正な公共施設の活用
- 3 広域連携

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本方針に基づき、達成すべき計画全般に関わる基本目標は次のとおりである。

● 人口目標

町が一体となり人口減少に歯止めをかけるという意味のもと、人口の維持ラインとして令和7年度末までに18,000人を目指す。

● 社会増減

第2期築上町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地域資源を生かしたしごとの創出や安定した雇用の場づくりを進めるとともに子どもを産み育てやすいまちづくりを目指し、特に子育て世代の支援体制の充実を図るなど地方創生による人口減少抑制の施策に取り組む。さらに、今後のウィズコロナ、アフターコロナ時代を見据えて、テレワークなど新しいスタイルの働き方による地方移住の推進や若者の修学・就業による地方への定着を図り、若者の町外流出を抑制することで、令和12年には社会増減がおおむね均衡することを目指す。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、毎年度町が取り組む地方創生・人口減少対策に関する計画策定や取組について助言を行う築上町地方創生・人口減少対策有識者会議において、評価・検証を行う。その後、評価・検証結果や社会情勢の変化などを踏まえて、必要に応じて施策等の内容を機動的に見直しながら予算編成などに反映することにより、計画に沿った施策等の効果的な推進を図る。

(7) 計画期間

この計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

(8) 築上町公共施設等総合管理計画との整合

ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

平成29年3月に策定された「築上町公共施設等総合管理計画」では、持続性のある健全な財政と効率的・効果的な施設運営のもと、将来人口を見据えた施設保有量の最適化と多様なニーズに対応したサービスを提供するため、施設の安全性の確保と長寿命化を目指し、「人口構造や将来的なニーズへの対応」、「厳しい財政状況への対応」、「安心・安全なまちづくりへの対応」の3つを基本方針として定めている。

イ 本計画との整合性について

本計画においても、「築上町公共施設等管理計画」に記載された公共施設等の整備については全て上記の基本的な考え方に適合するものである。この整合性を保ちながら、地域の持続的な発展のため、生産基盤施設の整備や生活環境施設の充実、教育文化施設の整備など各分野において年次的に事業の実施を図る。

なお、令和3年度中に「築上町公共施設等管理計画」は改訂予定であり、変更があった場合はその計画に即して事業の実施を図る。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点

築上町は、少子化や転出超過などの理由により合併当初から一貫して人口減少が続いている。その中、65歳以上の比率の変化は、昭和55年当時、総人口の12.4%であったが、慢性的な増加傾向により、令和3年(6月末)には37.7%と高い値を示し、少子高齢化は止められない状況である。

また、転出者の多くは、大学などへの進学や町外企業への就職によるものと考えられる。転出者を抑制する必要があるものの、進学や就職を抑制することは難しいため、U I Jターナー者を含めた若年層の定住促進施策を推進し、地域の活性化を図ることが必要である。

若年層の地域外流出などによる人口の減少、高齢化が進行することによって、産業構造の転換や後継者不足による農林漁業の低迷及び神楽・楽打などの民俗芸能など歴史的資源の継承問題といった地域課題が顕在化してきたことからこのままでは地域活動が困難になり、今までの施策のままでは地域経営が立ち行かなくなる恐れがある。

(2) その対策

築上町に暮らし続けてきた町民や新たに暮らし始めた町民のまちの住み心地を高め、築上町に住み続けたいと思えるまちづくりに取り組むとともに、地域おこし協力隊の積極的な受け入れやSNSを活用して広く情報を発信し、町内外の人々に築上町に興味や関心を持ってもらえるようにする。

地域外からの転入や定住を促進するため、公有地の宅地分譲の整備や空き家・空き地バンクによる空き家・空き地の有効活用、移住に向けた効果的な支援制度を検討し、その促進に努める。

また、地域の観光資源となる歴史的資源の継承のため、文化関係団体の育成・支援及び無形民俗文化財の伝承と携わる人たちの人材育成を行うとともに歴史・文化にふれる機会を増やすことで本町での愛着心の形成や魅力あるまちづくりに取り組む。

また、一定の圏域人口を有する連携中枢都市圏「北九州都市圏域」に参加していることで、地域間交流のさらなる促進を図る。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当事業なし

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

(農業)

農業は本町の基幹産業であるが、農家数及び農業就業人口は減少を続けており、農業就業者の高齢化・担い手不足が急速に進んでいる。また、農家の後継者不足も深刻な問題となっている。

国営農地再編整備事業等のほ場整備事業により、生産基盤が整備されて集落営農組織等が組織されているが、組合員の高齢化により機械を操作できる人材の育成が課題となっている。

また、ほ場整備がなされていない農地については、後継者不足や有害鳥獣の増加等の要因により耕作放棄地が年々増加傾向にあり、その対策が求められている。さらに、本町の農業用水の主要な水源である農業用ため池には土砂が堆積しており、貯水量確保のため浚渫が必要となっている。

農業生産は米作を中心に麦・大豆・野菜・果樹・花などの栽培が行われているほか、里山地区等では小規模ではあるが養鶏や酪農など畜産経営も行われている。また、し尿処理施設で生産する有機液状堆肥（液肥）を利用し、米や野菜などを栽培するなど特色ある取組として、町では自然循環型農業を推進している。今後は、園芸農家の液肥利用率を向上させるための取組が必要である。

最近では、クワイモやヤーコンといった新たな作物を栽培し、農業の6次産業化に向けた生産体制及び販売体制の構築を推進している。今後も農業の持続的な発展を図る必要がある。

(林業)

近年の台風による山林被害後、手付かずのまま残っている放置林も多く、森林の荒廃化が進んでいる。さらに高齢化による間伐・除伐等の作業が困難な状況が進行する中、近年、住民の森林に対するニーズがレクリエーションを中心としたものに移行しており、森林維持の重要性・里山の機能認識の薄れにつながっている。また、複層林経営及び特用林産物の生産等を図るなど、短期的な収入源を確保し、経営の安定に努めていく必要がある。さらに、林道・作業道等の林業基盤の整備を図るとともに、後継者の育成を推進するなど、林業活性化へ向けて取り組んでいく必要がある。

(漁業)

豊前海区沿岸を漁場とした海面漁業が行われ、小型定置網（ます網）漁業を主幹漁業として、かご漁業、刺網漁業等が操業されているが、漁獲量は年々減少傾向にある。このため、

「豊前海一粒かき」の養殖や試験的なアサリの増養殖に取り組むなど、『つくり育てる漁業』に力を入れながら、漁業基盤の整備を実施し、漁業経営の安定を図る必要がある。

また、後継者不足も深刻な課題となっているため人材確保が必要である。

(商工業)

中心市街からのスーパーの撤退や商店主の高齢化、近隣市町の大型店舗出店等による影響から、消費の流出が進んでおり、J R駅を中心とする築上町の商業は衰退傾向にある。今後は、商工会及び観光協会との連携を強化し、J R駅周辺の商業地における駐車場などの商業基盤の整備を進めるとともに、消費者ニーズへの的確な対応やイベント等を活用して、町内の購買力を流出型から流入型へ転換していく必要がある。

また、企業誘致については、平成 28 年と平成 29 年に 1 社ずつ町内進出があったが、これ以降進出企業は増えていないのが現状である。そのため、企業適地の整備や優遇制度・交付金の拡充に向けてさらなる誘致の体制整備が必要である。

東九州自動車道の開通や北九州空港の開港、自動車産業関連企業等の北部九州への進出など、本町周辺の工業を取り巻く環境は大きく変化しており、これらの交通条件が改善されてきたことから、町内においても引き続き用地の確保と周辺道路の整備等を進め、環境にやさしい企業の誘致を進めていく必要がある。また、魅力ある産業・仕事の創出を図るため、中小企業や起業する者への継続的な支援も重要である。

(観光)

本町には、国指定史跡の船迫窯跡などの遺跡や古戦場、国指定名勝旧藏内氏庭園などの歴史的文化財など数多くの史跡や名勝、神楽などの伝統文化が存在している。観光協会をはじめ、地域組織で独自のイベントや地域の祭りにより観光資源として活用しているが、町内外への PR や資源磨きが不十分であることや長期滞在が可能となるような観光ルートがないことが課題である。このため、町内に限らず広域も含めた観光ルートの開発やそれに伴って地元ボランティアガイドの育成と活用の推進が求められる。さらに休憩所や飲食店等の観光者向けサービスがないことが、観光客の滞在時間が短い要因となっているのでその解決に向けた施策の検討が必要である。

また、筑豊県立自然公園やキャンプ場、農業公園（しいだアグリパーク）やパークゴルフ場などのレクリエーション施設や農産物直売所「メタセの杜」や J A ふれあい市などとの連携により、町内外を問わず子どもから高齢者までが楽しめる総合的な地域活性化の機能を備えた町として、多様な活用の要素を盛り込んでいくことも求められている。

(2) その対策

(農業)

自然条件や地域特性を生かして、ほ場整備や農林道整備などの生産基盤の整備、農地以外の土地利用調整を図りながら、集団的な優良農地を確保し、集落営農組織による効率化や後継者の育成・新規就農者への支援、地域特産品・加工品の開発など効率の高い農業投資及びスマート農業を計画的に推進していく。

また、近年の安心・安全な農産物への消費者ニーズの高まりから、地産地消の推進や直売所の活用、地域農林水産加工施設の設置などによる6次産業化、生産・販売流通体制の確立・強化を図る。有機液状堆肥（液肥）を活用した自然循環型農業を推進し、農地の保全や自然環境にやさしい農業の育成に努める。

(林業)

山の手入れを行うための林業生産基盤の整備や地元優良材を加工して付加価値を高めるため京築地域での木材のブランド化を進め、PRを行うなど、安定した収益の確保に努めながら後継者の育成を図っていく。また、作業効率を高めるための林道整備や農林水産業を組み合わせた滞在型の交流体験など、林業の活性化と山林の維持に努める。

(漁業)

漁業基盤の整備を図るとともに、漁業協同組合や福岡県をはじめとする関係機関等との連携のもと、放流や養殖など『つくり育てる漁業』を推進し、海産ブランドの確立や漁業経営の安定に努めながら、後継者の育成を図っていく。また、深刻な後継者不足問題に対して地域おこし協力隊制度などを活用し、地域外からの若年層の就業者育成を推進する。

(商工業)

駅周辺的环境整備を進め、便利で魅力ある商業地の形成に努める。商工会などの関係機関との連携のもと、身近で買い物が可能な環境を整備し、地域の購買力を高めるとともに、経営の近代化を支援し、消費者ニーズに応じた商業を目指す。

地場企業や起業者への支援や育成を図るとともに、交通利便性を生かした企業誘致を行うなど、地域商工業の振興を図っていく。それ以外にも情報インフラ拡充に伴い、空き店舗の有効活用を目的とした空き店舗バンクの創設やコワーキングスペースの利用促進を図る。

また、新型コロナウイルス感染症を契機とした地方へのしごとの流れにつなげていくため、空き店舗や町有施設を利活用し、テレワークを推進することで雇用の促進を目指す。

(観光)

観光協会をはじめとした関係団体との連携のもと、既存の観光資源の魅力向上を図り、観

光資源を活用した受入体制づくりやウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えつつ、持続可能な観光産業を推進するため、グリーン・ツーリズム、エコツーリズムなど自然に配慮した体験型・滞在型の観光施設等の整備を目指す。また、観光資源や歴史文化資源のネットワーク化やイベントの実施、他市町との連携による広域的な観光体制の形成に努め、地域の情報発信を行うなど知名度の向上を図ることで関係人口を増やす。

(3) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
築上町全域	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等 観光業 商工業 畜産業 水産業 運輸業 加工業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び14事業計画「3 産業の振興」のとおり

福岡県や、京築地域・九州周防灘地域定住自立圏をはじめ、連携中枢都市圏「北九州都市圏域」内市町などの周辺自治体と連携して当該業種を振興するために取り組む。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では産業系施設の管理に関する基本的な方針を以下のとおりに定めている。

(産業系施設)

- 経営的な視点をもって利用状況や代替機能の有無、指定管理の方法等を検証し、施設の

あり方を検討してサービスの向上を図ります。

- 継続する施設は、計画的な修繕を実施し、施設の長寿命化及び利用者の安全対策を図ります。

(漁港)

- 漁港機能を適切に維持管理していくため、機能診断を実施し機能保全計画を策定します。
- 機能保全計画に基づき機能保全工事を実施し、漁港機能が適切に発揮されるよう維持管理をおこないます。

(レクリエーション施設・観光施設)

- 利活用策の再検討による利用者増加と稼働率の向上に努めるとともに、管理・運営コストの削減や設備における省エネ対策を進め、より効率的な施設運営を図ります。
- 経営的視点をもって利用状況や代替機能の有無、指定管理の方法等を検証し、施設の長期的なあり方を検討します。
- 利用者の多い施設については、必要に応じた修繕を実施し、長寿命化及び利用者の安全対策を図っていきますが、利用者の極めて少ない施設については、管理組合等と協議の上、廃止、解体も視野に入れて検討していきます。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものである。

4 地域における情報化

(1) 現状と問題点

本町では平成 25 年に町内全域に光情報通信サービスの提供が可能となり、情報通信環境は改善されてきている。この特性を生かし、企業誘致やU I J ターン、若年層の定住促進施策等を推進していくことが重要となっている。

また、防災情報の伝達手段として防災行政無線は最も安定的な手段となっていることから、令和元年度から令和 2 年度にかけて既設のアナログ無線からデジタル無線への更新を実施した。教育の面でも、町内小中学校の全児童・生徒へのタブレット端末の配布を行い、デジタル化に向けた対応を行っている。

さらに、町民サービスの向上や行政運営の高度化・効率化に向けて、デジタル化、ネットワーク化を基本とする電子自治体化、地域情報化を進めることが求められており、令和 3 年度から町税や上下水道料金がスマートフォン決済アプリで納付出来るようになった。

窓口サービスでの証明発行手数料についてもスマートフォン決済アプリが利用可能になるよう進め、キャッシュレス化の推進に努めている。

(2) その対策

町内全域に光情報通信ネットワークが整備されていることを生かし、住民生活の利便性の向上や定住促進、起業支援等に積極的に取り組み、人口減少対策や過疎対策を講じるとともに町内観光地でも AR 機能を使った町内観光地の PR を図る。

また、防災行政無線以外の情報伝達手段として、町 LINE 公式アカウントを開設し、SNS での住民への最新情報の早期伝達を可能にする。さらに今後、町 LINE サービスの内容の充実を図り、登録者数の増加を目指す。スマートフォン講座を行うことで誰でも利用できるように促進する。

その他にも町民サービス向上を図るために、書かない窓口化やキャッシュレス化の推進並びに各課で導入された既存の GIS を全庁対応の統合型 GIS へ移行するなど、電子自治体化の推進に努める。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当事業なし

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

(道路・交通安全)

本町における道路網は、東九州を縦貫する国道10号や東九州自動車道、主要地方道椎田勝山線を広域的な幹線とし、それに直交した谷沿いに伸びる県道を中心に構成されている。

しかし、道路幅員が十分確保されていない箇所が多く、自動車等の通行量が多い朝夕の通勤時間帯を中心に渋滞が発生している状況である。その他の県道についても幅員が狭く歩道の整備も十分でないため、今後も計画的な整備が必要である。

近年では、東九州自動車道に3つのインターチェンジが整備され、本町の交通の利便性は向上してきている。

一方で、生活道路である町道をはじめ、農道、林道等の住民生活に最も密着した道路では、まだ狭隘な道路や整備不良な箇所が多くあり、幹線道路とのネットワークに配慮した整備を推進する必要がある。

また、歩道や安全対策設備等の整備が十分でないため、子どもや高齢者など交通弱者にとって安全で快適な交通環境の確保や地域景観への配慮などが求められる。

(公共交通)

鉄道はJR日豊本線が国道10号線に沿ってあり、町内には椎田駅、築城駅の2駅があり通勤通学等の手段となっている。隣接する行橋市の駅(行橋駅・新田原駅)については、北九州方面からの終点、折り返しの電車もあり、上下便ともに築上町の両駅に比較しても本数は多いが、公共交通利用者の減少から町内2駅に停車する電車は新型コロナウイルスの影響もあり、減便となっている。このため利用者にとっては不便になっている。今後は大分県の中津駅までの運行延長など更なる利便性の向上が望まれる。

バス交通については、民間事業者の撤退等により、地域公共交通確保のため、町コミュニティバス等の運行事業を行っているが、他市町との連携や利用者の確保による事業存続が大きな課題となっている。

(2) その対策

(道路)

町内の交通手段は自家用車が主流であることから、便利で快適な安全性の高い道路交通体系を構築するため、生活道路や観光・文化施設などを結ぶ道路の改良を促進するとともに、国道・県道などの広域幹線道路の整備を国、県に要望する。また、林道については、国見山線の整備を継続し、作業道の開設を引き続き推進する必要がある。農道についてはトンネル

や橋りょうといった道路構造物、照明等の設備の修繕を随時行っていく。

(交通安全)

交通状況の悪化を防止するため、交通事故多発箇所等の点検及び改良を図るとともに、交通安全施設の整備を進め、交通安全意識の高揚に努める。また、地域や職場、関係団体等の連携のもと、交通安全思想の普及と安全教育を徹底し、住民個々の交通モラルやマナーの向上を図る。

(公共交通)

地域間を結ぶ鉄道や町コミュニティバスなどの公共交通機関の利便性向上のため、関係機関への働きかけを行うとともに、地域の実情や利用者の立場を考慮しながら、地域住民の日常的な移動手段として活用できる公共的交通体系の整備に努める。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、管理に関する基本的な方針については以下のとおり定めている。

(道路)

- 町道の除草等については、生活に密着した路線を中心に、住民自治組織等との協議による効果的な維持管理方法について検討します。
- トンネルやボックスカルバート、標識等の道路施設の長寿命化に向けた点検、維持管理を実施し、施設の安全性、信頼性を高めるとともに、計画的な維持管理に努めます。

(橋梁)

- 定期点検の結果を反映して、長寿命化修繕計画の見直しをおこない、優先順位が高いものから、修繕等をおこなっていく予定です。
- 今後の財政状況を踏まえて、より効率的・効果的な橋梁の維持管理をおこない、安全性を確保します。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものである。

6 生活環境の整備

(1) 現状と問題点

(上下水道・污水处理)

本町は山・川・海に共通する水を媒介とした豊かな自然環境を有していたが、近年、生活環境の変遷とともに家庭雑排水などにより、河川や水路、海洋の水質汚濁が進行しており、いかに自然環境と共生を図るかが課題となっている。

住民が快適な生活を営むうえで上水道及び污水处理施設の整備は欠かせない要件であり、本町では、污水处理構想に基づき、地域の水質保全並びに生活環境の改善を図るため、実情に応じて、公共下水道、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽による整備を進めている。計画的・総合的な事業展開を推進すると共に、污水处理の重要性や川及び海の水質保全の啓発、公共下水道等の加入率の向上が課題となっている。

また、本町の上水道は京築地区水道企業団からの受水を実施しており、水道普及率が約80%となっている。今後は、老朽施設の改修、既存施設の適切な維持管理、事業の効率的な運営などを図ると共に、上水道へのさらなる加入促進が望まれる。

(環境衛生)

環境衛生対策については、本町では地球環境保全対策の一環として、可燃ごみの固形燃料(RDF)化施設を整備し再資源化を推進しているが、高品質な固形燃料を低コストで生産するため、分別収集のさらなる徹底を図るとともにごみの減量化を推進する必要がある。また、山間部や海では不法投棄が多く、自然環境への影響、景観の悪化が懸念されていることから、住民への意識啓発を図るとともに、その対策の強化が求められている。

し尿については、有機液肥製造施設で液肥として再利用され資源の循環が図られている。

ごみ処理施設については老朽化が進んでおり、今後の運営方法について検討していく必要がある。

(防災・消防)

本町において最も発生度の高い災害は、台風や集中豪雨による自然災害であり、海岸や河川の堤防の決壊、低地の浸水、水田の流失、土砂崩れ等の被害が予想される。今後は、護岸・水路整備を行うとともに、災害時に備えた初動体制の確立、住民が早く安全に避難できるよう避難方法や危険箇所の周知徹底を図り、ハザードマップの活用など住民の防災意識の高揚に努める必要がある。

消防・救急については、京築広域圏消防本部がその主体となっているが、非常備消防として7分団からなる町の消防団が組織されている。近年では、若い団員の確保が難しくなっており、女性消防団や役場消防団など、地域の人材を有効活用できるよう、柔軟な組織運営

を図ることが求められている。消防施設については、消防車、消火栓、防火水槽等を順次整備しているが、まだ十分でない状況である。また、市街地には消火活動が困難な狭隘な道路も多いため、道路の拡幅改良を行い、緊急車両の通行を確保する必要がある。

(住宅・住環境)

町内には県営住宅や町営住宅が整備されているが、良好な居住環境を目指し、老朽化への対応や計画的な改修・建替などを行っていく必要がある。また、今後も高齢化が進むことが予想されることから、道路や公共施設のバリアフリー化を促進し、誰もが住みやすい住環境の整備を図る必要がある。

(公園・緑地)

山間部に耶馬溪日田英彦山国定公園、海岸線には筑豊自然県立公園のほか、臨海部に農業公園（しいだアグリパーク）、城井川沿いにふるさと公園広場、築城基地周辺に弓の師近隣公園（メタセの杜）などの比較的大きな公園が整備されている。一方、住民が身近に利用できる小公園・広場が少ないため、既存公園の有効利用も含め、家族が集まってふれあえる賑わいがあるスポットとしての整備が求められている。

(2) その対策

(上下水道・污水处理)

污水处理については公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、污水处理構想に基づき、公共下水道、農業集落排水事業及び合併浄化槽整備を地域の実情に応じて計画的・総合的に推進する。また、污水处理の重要性のPRや海及び川の水質保全についての啓発に努めるとともに下水道加入促進に関する施策を実施する。

上水道については、既存施設の適切な維持管理、老朽施設の改善を図るとともに、加入率の向上に向けた取組を推進する。生活様式の都市化に伴う水需要の増大に対応するため、新たな水源の確保、住民の節水意識の啓発に努める。

また、今後は経営基盤の強化や経営の効率化を図ることを目的として、広域化も検討する必要がある。

(環境衛生)

衛生的な生活環境と資源循環型社会の構築のため、住民生活から排出される廃棄物の量を最小限におさえ、適正に処理するとともに、ごみのリサイクルを推進し、可燃ごみを地域資源として有効活用を図る。また、ごみの減量化や不法投棄の防止などに関する住民意識の啓発に努める。

(防災・消防)

風水害、火災などあらゆる災害に強いまちづくりを推進するため、住民、企業、行政などが一体となって災害に対応できる実勢的な体制及び必要な施設を整備する。

現在、災害発生時に必要な災害用備品を備蓄する施設が不十分なため、住民の安全を守るためにも施設整備を行う。また、住民の災害に対する基礎知識の向上を図り、「自分たちの命は自分たちで守る」という防災の原点に立った防災意識の高揚に努める。

(住宅・住環境)

既存公営住宅の改修や整備、高齢化社会へ対応した取組、定住促進を図るための魅力ある環境整備を行う。また、農山漁村の住環境の整備や公共施設の整備、バリアフリー化を進める。町営住宅の効率的な維持管理を図るため、老朽化し分散している町営住宅の集約を進める。定住に向けた空き家・空地バンクを活用した施策も進めていく。

(公園・緑地)

農業公園（しいだアグリパーク）、弓の師近隣公園（メタセの杜）、ふるさと公園広場等の既存公園の魅力向上を図るとともに、地域の実情に応じて、住民が身近に利用できるスポット整備に取り組む。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、管理に関する基本的な方針については以下のとおり定めている。

(上水道)

- 水道施設の耐震化や経年劣化した施設の更新等に取り組みます。
- 更新に要する費用を把握し、優先順位を付けて計画的に更新を実施します。また、今後予測される人口の減少に伴う水需要の減少に備えて、各種施設規模の適正化を検討します。
- 管路の更新に際しては、耐震性を有する管種とします。
- 今後策定予定の「新水道ビジョン」に基づいて、近隣水道事業との広域化等、各種方策を検討します。

(下水道)

- 新規整備として、事業計画エリアの管渠整備を優先的に進めていきます。

- 現在保有している処理場等の処理施設については、老朽化や施設更新を踏まえ、また、人口減少等の地域の実情に応じた処理施設の統廃合を検討していきます。
- リスク評価に基づく対策に優先順位をつけ、中長期的な視点から効率的・効果的な管理をおこなっていきます。施設全体の点検・調査の方針等を定め、長寿命化計画を策定して計画的な改修をおこないます。
- 今後は、効率化・コスト削減のため、指定管理者制度の導入や包括的民間委託における業務を検討していきます。

(衛生環境)

- 町民生活に密接に関わる必要な施設であり、今後も将来の需要を見据えながら、機能の確保を図ります。
- ごみ処理施設は、住民サービスへの支障を避けるためにも、予備部品の保持等の予防保全に努め、長寿命化を図ります。また、補修等に多額のコストを要するため、計画的な維持管理をおこなうことで、コストの平準化を図ります。
- 作業自体特殊であるため、指定管理等への移行は慎重に検討していきます。
- 当面は現状維持とするが、将来的には、他市町村との広域処理をおこなうことも視野に入れ検討していきます。

(防災・消防)

- 消防格納庫については、地域に必要な防災機能を確保するため、計画的に更新していきます。また、不使用の消防格納庫については取り壊しを進めていきます。
- 消防格納庫の建替えの際には、自治会所有とし、維持管理については、自治会又は消防団がおこなうこととします。

(公営住宅等)

- 「築上町公営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化住宅においては用途廃止及び建替えを、長寿命化を図るべきものについては個別改善及び維持管理等の改修を計画的に実施していきます。
- 入居者にとって安全な環境を保つため、付帯施設（給排水、電気、ガス、消火、共同塵かき処理の施設及び町道を除く団地内道路）についても計画的な維持管理をおこないます。
- 建替事業による余剰地や用途廃止用地は、売却や借地等を含め有効活用方策を検討し

ます。

(公園等)

- 町民の憩いの場であるとともに、災害時の避難地となることから既存公園の適切な維持管理をおこないます。
- 「公園施設長寿命化計画」の策定を検討するなど、計画的な維持管理をおこない、施設の長寿命化を図ります。
- 施設の点検や美化・草刈り等の一元化や地域と連携した維持管理方策等を検討します。
- 利用状況を踏まえ、使用していない施設(トイレ・ステージ等)は解体して、コスト削減を図ります。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものである。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

(高齢者福祉)

本町において、高齢化率は上昇を続けており、地域の福祉資源を有効に活用しながら、すべての高齢者が安心して生活できる地域の形成を目指した取組を強化していく必要がある。また、その基となる「高齢者保健福祉計画」により、保健・医療・福祉が連携しながら高齢者がいつまでも健康を維持できるよう、地域公民館において「ふれあい健康サロン」の実施や地域包括支援センターを設置し、高齢者の相談窓口としてだけでなく、切れ目のない支援サービスの体制づくりにも取り組んでいる。

さらに地域では、生涯学習の振興など、高齢者の生きがいの場を確保していくとともに、子育て世代との交流、育児サポートなど高齢者が活躍できる仕組みづくりを進めていくことも必要である。

(児童福祉)

本町においては、出生率の低下による少子化と核家族化が同時進行している状態である。全国的には、女性の社会進出等も進んでいることから、子育てに対するニーズは多様化している。そのため、子どもたちが健やかに成長するよう、地域全体で支援する仕組みづくり、保護者が安心して子どもを産み育てられる環境づくりが求められている。

また、子育て支援として、延長保育や一時預かり保育など、地域の実情に応じた保育事業を実施し、放課後児童クラブや児童館等の施設の充実が必要である。

本町では、乳幼児・未就園児・保護者を対象に、「地域子育て支援センター」を開設しており、親に対する育児相談、育児広場、リフレッシュ講座等により、親の育児負担を軽減するとともに、ふれあいや遊びの機会づくりを通じて、子育て支援を行っている。また、令和3年1月から子育て世代包括支援センターを開設し、切れ目ない子育て支援に取り組んでいる。最近では、公立保育園を3園に2園へ統合し、施設の建替を行うなど、既存の保育施設の老朽化や園児数の減少に伴う定員の見直し等により、施設・設備の更新を行うことで安心して子育てできる環境の整備に努めている。

(障がい者（児）福祉)

障がい者に対しては、自立や社会参加支援、働く場の確保などを目的とする居住・訪問などの日中の活動を中心としたサービスを行っており、一定の成果を上げているが、障がい者（児）等の自由な社会参加を促進するための重要な基盤である生活空間のバリアフリー化については立ち遅れている。

(地域福祉)

地域福祉については、体制の構築に向けて、地域で活動できるボランティアの育成が不可欠であることから、「築上町地域福祉計画」に基づき学校教育・生涯学習等における福祉教育・福祉学習の推進を図るとともに、住民の福祉意識の高揚を図り、地域と行政の役割分担のもと、地域住民すべてで地域を支える体制づくりを目指した取組を推進していく必要がある。

また、買い物をはじめとして社会参加に困難をきたしている方が増えていることが地域課題の一つとなっている。

(低所得者福祉)

本町の被保護世帯の世帯類型について見てみると、高齢者世帯・ひとり親世帯・傷病世帯など、経済的に困窮しているだけでなく、社会生活を営むうえで数々のハンディキャップを背負っている世帯も多く、各種の社会的援助を必要とするケースが多くなっている。

そのため、民生委員・児童委員等との連携のもと、それぞれの状況に応じた幅の広い支援対策を進め、就労支援や自立助長対策を行っていく必要がある。また、生活困窮者が気軽に相談できる体制づくりを進めていくことも求められる。

(ひとり親福祉)

母子家庭については、経済的な自立が困難である場合もあり、雇用の場の確保に努めるとともに、個々の状況に応じた支援活動を併せて推進し、自立を促していく必要がある。また、父子家庭については、母子家庭に比べ比較的収入があることから、ひとり親支援に該当しづらいといった課題など、母子家庭とは異なる支援が求められている。

今後は、的確な実態把握のもと、各種相談・指導機能の充実を図り、適切な支援を行っていく必要がある。

(健康・保健衛生)

飽食かつ文化的な現代の生活では、大人のみならず子どもの生活習慣病も問題となっており、生活習慣病予防のためには、乳幼児期からの健康づくりが重要である。保護者が子どもの将来の生活習慣病のリスクについて考え、乳幼児期から適切な生活習慣が形成できるよう乳幼児健診等で支援していく必要がある。

また壮年期においてはストレスや運動・睡眠不足等により、生活環境は悪化している反面、日常的な忙しさのため、あまり自らの健康を振り返る機会もない状況である。町の特健診結果によると、BMI25以上の肥満者が多く、また高血圧・糖尿病・脂質異常症の重症化するリスクが高い者では、未治療者が多い状況である。未治療のまま放置すると脳血管疾患、虚血性心疾患等を発症するリスクが一層高まる。そのため、若い働き盛りの頃から、健診を受診し自らの健康状態を把握することが重要である。様々な手法での健診受診勧奨、健診受

診後の着実な医療機関への受診勧奨、医療機関と連携した保健指導等を実施していく必要がある。

また高年期においては、要介護認定者のうちの多くが、脳卒中等の血管疾患や筋・骨格疾患を有している状況にある。高年期においても、健康診断の受診、生活習慣病の重症化予防、脳血管疾患等の再発予防が重要であるといえる。住み慣れた地域で、生涯現役として元気に生活していくためには、健康のための資源（受診の機会、治療の機会）の公平性の確保が必要である。

（２） その対策

（高齢者福祉）

介護認定非該当者が地域において自立した生活が送れるよう、地域包括ケアを推進し、生活支援のための各種サービスの充実を図る。高齢者の生きがいや地域コミュニティづくり、閉じこもりや認知症の予防、筋力・体力の維持向上のため、自治会単位で実施していたふれあい健康サロンからさらに小さな単位での「通いの場」への移行を目指し、全地域での実施できるように支援を行う。

さらに、認知症対策の講座や「オレンジカフェきづき」を開設し、認知症の方を支える家族の情報交換の場としている。併せて高齢者が自由に集い活動できる場として、自治公民館や学校の余裕教室等の活用や元気な高齢者を地域ケア体制で支えるシルバーボランティアの活用を推進する。

高齢者の豊富な知識や技術を生かし、生涯学習や学校教育における講師や子育てボランティアとしての活用等を図り、地域との交流を深めることのできる環境づくりなど、地域全体での生きがい対策に取り組む。

また、シルバー人材センター・公共職業安定所・民間事業者等との連携のもと、働く意欲のある高齢者の就労を支援する。

（児童福祉）

「第２次築上町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの立場に立った子育て環境の整備を図るとともに、子どもの医療費助成を行うなど保護者が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進する。

保育ニーズの多様化に対応した施設の充実を図るとともに、老朽化施設の改善を計画的に進める。また、女性の社会進出の拡大等に応じて多様化する子どもの預かりサービスへのニーズに対応するため、乳幼児保育・延長保育・一時保育・休日保育等の特別保育事業、放課後児童クラブのさらなる充実を図る。

また、幼・保・小・中学校間での連携や児童・生徒の交流を通じた、人や地域とのつなが

りを体験できる取組を推進する。

（障がい者（児）福祉）

「築上町障害者計画」及び「第6期築上町障害福祉計画」に基づき障がい者の福祉計画を策定するなど、障がいを持つ人が、地域社会の一員として自立した生活が送れる総合的な社会環境の整備を進める。また、関係機関・組織等との連携のもと、障がい者（児）及びその家族に対する相談体制の充実を図る。

障がい者の経済的な自立を支援するため、関係機関との連携に基づいて事業所等の理解と協力を得ながら雇用の拡大に努める。また、広域的な連携のもと就労の場の確保に努める。

障がい者（児）の社会参加を支援するため、道路や公共施設等のバリアフリー化、地域環境のユニバーサルデザイン化を促進するなど、福祉のまちづくりを順次進める。

障がい者週間を中心に住民に対する意識啓発活動の充実に努めるとともに、イベント等を通じ、町民と障がい者との多様な交流の場の創出に努める。

（地域福祉）

「第2期地域福祉計画」に基づき、地域ケア体制の充実や社会福祉センターの機能などを充実・強化し、民生委員・児童委員及び社会福祉協議会と協力して、地域住民がお互いに支え合う地域福祉体制の構築を推進する。地域ケア体制を支える人材ボランティアの育成講座の開設や学校教育におけるボランティア体験学習の導入等を進め、地域住民が身近にボランティア活動に触れる機会の拡充を図る。また、ボランティア団体の地域における活動を支援する。

買い物をはじめとした社会参加についても、支援を行うことで日常生活の不便さの解消及び住民同士のコミュニケーションの促進を図る。

（低所得者福祉）

民生委員・児童委員等との連携のもと、生活困窮者が気軽に相談できるよう窓口の充実に努める。また、生活保護制度・社会保障制度等各種制度の周知及び有効利用の促進に努める。さらに低所得者世帯の経済的な自立を促すため、公共職業安定所等との連携のもと、就労支援を推進する。

（ひとり親福祉）

ひとり親家庭の経済的な自立と生活の安定を図るため、各種支援の充実を図るとともに相談機能の強化に努める。

公共職業安定所等との連携を強化し、常用雇用の場の確保に努め、経済的な自立を促進する。また、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成制度など、母子父子寡婦福祉制度の利用促進と周知徹底を図る。

(健康・保健衛生)

妊婦健康診査や赤ちゃん訪問、乳幼児健診・子育て相談等の保護者向けの保健事業を通じて、子どもがすこやかに育つための支援を行う。

また、若い頃から健診を受け、食や運動、休養等による生活習慣を改善する自覚をもつよう「特定健診」、「若年者健診」の受診も積極的に推進していく。受診率が低い層への受診勧奨の強化、関係機関と連携した受診勧奨等を実施し、受診率及び継続受診率の向上を図る。また、各学会のガイドラインに沿った資料を用い、健診結果に基づいて一人ひとりに応じた保健指導を行うなど、生活習慣病発症予防及び重症化予防の徹底を行う。

要介護となる原因疾患（脳血管疾患・虚血性心疾患・慢性腎不全等）を予防するため、特定健診の受診率及び保健指導率を高め、血管を傷める病気を予防・改善できるよう保健指導を通じた支援を強化する。これらについては、「築上町第2期保健事業実施計画（データヘルズ計画）」や「築上町健康増進計画（健康ちくじょう21）」の構想・指針等に基づき、実施していく。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、管理に関する基本的な方針については以下のとおり定めている。

(幼保・こども園)

- 改修の必要性も鑑み、将来的には民営化を含めて検討していきます。

(幼児・児童施設)

- 今後も指定管理や事業委託による管理を前提とした効率的・効果的な運営を目指し、指導員の育成等、利用者のニーズにこたえる努力をしていきます。
- 増設する場合は、他施設の空きスペースを利用するなど施設の有効活用を検討します。
- 計画的な修繕を実施し、施設の長寿命化及び利用者の安全対策を図ります。

(高齢者福祉施設)

- 福祉避難所として指定されている施設もあり、町の防災計画との整合や利用状況を踏まえ、民間活力の導入や複合化や統廃合等について検討していきます。
- 指定管理者による管理等、効率的・効果的な運営をおこないます。
- 劣化が進行する前に定期的な点検・診断等を実施して計画的な維持管理を実施し、継続する施設については長寿命化を図ります。

(保健施設)

- 劣化が進行する前に定期的な点検・診断等を実施して計画的な維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。
- 施設の規模や配置について、利用状況に応じた見直しを図ります。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものである。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町における医療機関については、眼科・皮膚科・耳鼻科・産婦人科等の専門医が不足しているため、今後、確保を図っていく必要がある。

救急医療体制については、初期救急医療として豊築休日急患センターがある。二次救急医療・三次救急医療については近隣都市の行橋市、北九州市、中津市に大きく依存している。このため、広域的な連携の拡大・強化と搬送体制の充実を図るなど、さらなる医療体制の充実に努めていく必要がある。

(2) その対策

高齢化の進展や疾病構造の変化等、医療機関に対する住民の要望は高まっていくと予想されることから、不足している診療科目の確保に努めるとともに、救急時における対応を円滑に実施できる救急医療体制を整備し、京築広域市町村圏事務組合や九州周防灘地域定住自立圏での広域医療ネットワークを利用しながら、住民が安心して生活できる地域医療体制の構築を目指す。また、保健師による生活習慣病などの相談や指導、予防施策を実施し、住民の保健意識の向上を図るなど、各種疾病の予防・早期発見などの予防医療の充実を図る。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当事業なし

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

(就学前教育)

本町には、私立幼稚園1園、公立保育園・所2園、私立保育園7園があるが、近年の少子化や送迎の都合上、近くの園に通えない等の理由により、入園者が定員を下回る園もあり、教育環境や経営に大きな影響を与えている。

今後は、さらなる少子化の進行や親子のふれあいの機会の減少などが予想されるため、保護者に対する支援に積極的に取り組む。そして、幼稚園と保育園・所の交流の促進や家庭、地域との連携など、多様化する幼児教育ニーズに対応できる柔軟な体制を構築していくことも大きな検討課題である。また、施設については老朽化が目立つ施設もみられることから、少子化の動向をみながら計画的な改修を図る必要がある。

(学校教育)

本町には小学校8校、中学校2校が設置されており、近年の人口減少及び少子化の影響から児童生徒数は漸減傾向にあるが、学校施設については、昭和40年代に建築されたものが多く、老朽化による施設の補修・改修や耐震対策が課題となっており、順次建替や改修を行っている。

また、情報化社会の進展にともない、コンピューターやデジタル教科書の導入、全児童・生徒へのタブレット端末配布など適宜、情報化教育への対応を行っているが、指導する専門の教員の確保や時間の確保、各校1名の司書教諭の配置が出来ていないなどの課題がある。

その他にも、学力向上のため専門教科担当の職員配置や複式学級解消のための教員配置など学習支援体制の強化に取り組んでいる。

(生涯学習)

築上町文化協会や自治会等の地域団体による各種活動が行われているが、文化祭やイベントへの参加者が固定化されており、いわゆる「文化」という枠にとらわれない全町的な生涯学習体制の整備を目指し、多様化する住民の生涯学習ニーズに応じていくことが求められる。町主催の各種大会などは、各地域での催しにおいて、参加者の減少や同じような内容が続くなどの傾向がある。また、スポーツ施設の利用が飽和状態となっているため、学校施設の開放を促進するとともに、場所の確保や施設整備が求められている。

図書館については、高齢化社会に対応した移動図書館や電子図書などの新しいサービスの提供も課題となっている。

また、現行の図書館は築上町文化会館「コマーレ」内に間借りしており、面積や設備、開館時間等の問題から、新しい形での整備が急務となっている。

(青少年の健全育成)

町における青少年健全育成のための活動は、子ども会育成連絡協議会や地区単位の子ども会が中心であり、スポーツ・野外活動・講習会等の多様な行事を行っている。しかし、近年ではこうした活動や行事に参加しない家庭も増え、加入者減少により活動の維持が困難となり、地域の子ども会が減少傾向にある。非行、不登校、ひきこもりなど様々な問題を深刻化させており、家庭及び地域の教育力の低下も指摘されている。

(2) その対策

(就学前教育)

幼児期や就学前などの生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期における教育環境の充実を図るため、生涯学習の一環として、乳幼児福祉と連携しながら、幼稚園や保育園・所の教育機能の充実に努める。そして、町の地域特性に根ざした、幼児がのびのびと育つ、特徴ある教育を進めるため、老朽施設の計画的な改修等の整備に努める。

また、幼稚園教諭及び保育士の研修等による資質の向上に努めながら、町における幼児の育成環境の向上という視点から、幼稚園と保育園・所が連携できる体制の整備を進め、保護者も交えた話し合いの場の設置についても検討する。

(学校教育)

コミュニティ・スクールの導入に伴い、学校が地域コミュニティの核として機能できるよう施設面及び体制面の整備を図る必要がある。また、学校施設の耐震化等の整備を早期に完了し、計画的、総合的な施設計画を推進する。

特別に支援が必要な児童・生徒に対し、学習支援やスクールカウンセラー等を学校に配置を行い、少人数・習熟度別指導を行う講座を開催することで様々な状態にある児童・生徒の支援を行う。

コンピューター、デジタル教科書等を活用した研修による教員の資質の向上や教育方法の充実を図る必要がある。また、施設を有効に活用するため、地域の人材からの指導者登用及び外国語指導助手の確保などについても推進していくことが求められる。

学校給食での自校調理方式の維持や地元産の食材の導入に努め、地域で消費する地産地消や食の大切さ、資源循環のしくみ等を学習する食育と循環型社会に関する授業を推進していく。

いじめや不登校といった教育問題に対応するため、適応指導教室「あおぞら教室」の活用や教育相談の体制づくりを推進する。また、そのための相談員の育成・確保や教師のカウンセリング能力の向上のための研修の充実に努める。

(生涯学習)

生涯学習施設の整備とネットワーク化、図書館、歴史資料館、公民館などの老朽化した施設を必要に応じて順次整備を推進する。

多様化する住民の生涯学習ニーズに対応し、住民の生活の質的な向上を支援するため、文化協会等の既存の組織を活用・支援しつつ、行政と地域との連携による全町的な生涯学習体制の形成を目指す。また、こうした団体に属さない住民の学習グループや個人による自発的な学習活動を支援するため、活動場所の提供や講師のあっせん、学習相談窓口の設置などのサービス提供についても検討する。

住民の誰もが将来にわたってスポーツに親しめるよう、スポーツ団体の強化、指導者の育成などを図るとともに、スポーツ活動の受け皿となる施設について今ある施設の改修等を行いながら整備を推進する。

各種団体の育成・支援を図るとともに、住民グループ等による自発的なスポーツ活動を支援するため、指導者のあっせんや活動場所の紹介等を推進する。また、各種イベントに地域ぐるみで取り組める体制づくりに努める。

図書館についても、住民に親しまれる施設の整備や運営を検討し、図書の充実や学習スペースの確保に努め、図書館の利用促進につながる施策を推進する。

(青少年の健全育成)

次代を担う子どもたちが自立した個人として成長できるよう、家庭・学校・地域等が連携し、子どもたちが自己の可能性を最大限に発揮できる環境づくりに努める。また、地域・保護者・子ども会育成会・教育委員会等が連携し、参加しやすい魅力ある子ども会のあり方について検討し、地域の教育システムとしての子ども会の活性化を図る。さらに、施設の有効活用などにより、子どもが楽しく遊びながら体力向上が図れる場づくりに努める。

今後は、幅広い地域住民等の参画を得て地域学校協働本部の設置を推進し、地域学校協働活動によって子どもたちの社会を生き抜く力を育み、地域の将来を担う人材の育成を図る。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、管理に関する基本的な方針については以下のとおり定めている。

(幼保・こども園)

- 改修の必要性も鑑み、将来的には民営化を含めて検討していきます。

(学校施設)

- 児童・生徒数の減少により生じた余裕教室は、放課後児童クラブの利用など、柔軟な活用方策の検討をおこなうとともに、児童数が10人未満となった学校については、地域との合意形成を図りながら、統廃合も視野に検討していきます。
- 学校施設は地域の重要な拠点であることから、今後も継続を前提として学校利用者の安全に配慮しながら維持管理を図ります。
- 老朽化の著しい建物については、順次建替えもしくは長寿命化を図り、その際には、児童数、生徒数に応じた規模の施設としていく。各施設の運営状況や事業期間、費用対効果、計画の効果を考慮し、学校施設長寿命化計画を策定していきます。
- 改修、修繕等の履歴等を一元的に管理して、効率化を図り、計画的に改修を行っていきます。

(集会施設)

- 設置目的を踏まえ、利用が少ない施設については、地区住民の意見を反映し、今後の継続についての検討をおこないます。
- 継続する施設は必要に応じ、補修を実施していきます。避難所に指定されている施設についても、補修等維持の方法を検討していきます。
- 当面は現行の管理方法の継続を前提とするが、地域自治の振興という観点からも、施設を町から自治会へ移譲について今後検討していきます。
- 南築集会所内にある適応指導教室は、学校環境になじめない児童生徒と学校をつなぐ場としての機能を維持していきます。
- 上城井活性化センターの効果的な運営を図るとともに、将来的な施設の廃止・解体を含めた今後のあり方を検討していきます。
- コミュニティセンター（ソピア）は当面は直営で管理をおこなう予定だが、将来的には民間による管理など、多様なサービス形態の導入について検討していきます。

(文化施設)

- 既に指定管理者による管理がおこなわれているが、将来的には民間のノウハウを活用したサービス形態を導入も視野に入れ、多様化する地域住民のニーズに対応していきます。
- 独自の企画や広域でのPR等をおこなうことで、利用率の向上を図ります。

(スポーツ施設)

- 費用対効果の観点から、継続して維持していく施設を見極めた上で改修をおこなっていきます。
- 築城地区の体育施設も椎田地区同様に、管理業務委託による管理を検討していきます。
- 施設が町内に点在していることから、統廃合を含め、実効性をもった総合的な体育施設建設の計画を検討していきます。

(図書館)

- より多くの方が図書館サービスを楽しむことができるよう、さらに改善点を検討し、ICTの活用などによるサービスの向上を図ります。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものである。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

築上町には、令和3年9月現在、66自治会（行政区）があり、それぞれが年間計画や地区実施計画を策定し、これに対して町が支援を行うなど自治会の自主的、計画的なまちづくりを推進している。また、地域おこし協力隊や集落支援員を配置するなどして、行政の協働を図り、地域の活性化や自主的活動を支援する仕組みづくりを行っており、引き続きこの活動支援に取り組む必要がある。住民の高齢化や自治会加入者の減少によって自治会や地域の活動が困難になっていることから、地域の人材育成が大きな課題である。

また、町内全域を運行する町コミュニティバス路線等の公共交通機関や交通道路、農道・林道等作業道の整備を随時行っているが、今後も地域の実情に合った整備を行い、若い人も住み続けたいと思えるような利便性向上や集落整備を検討していく必要がある。

(2) その対策

町内の各地域には、それぞれに伝統文化や地域性があり、これらの特徴を生かした活動や施策を推進し、集落機能の維持・活性化に努めていくために、活動の拠点となる場所の整備、修繕をはじめ、「まちづくり推進交付金」による自治会組織や活動に関する支援の強化をする。

また、町コミュニティバス等の運行事業の維持や道路網の整備とあわせ、自治会の年間計画や地区実施計画等により地域の実情に合った事業等を今後も継続し、地域の活性化や地域間交流を推進していく。

地域おこし協力隊制度等を積極的に活用し、地域の活性化のための人材確保及び人材育成を図る。そういった取組をもとに地域外から若年層を受け入れ定住につなげていく。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当事業なし

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町は国指定史跡の船迫窯跡や国指定天然記念物の本庄の大楠、国指定名勝旧藏内氏庭園、菅原道真公ゆかりの綱敷天満宮、そして中世豊前宇都宮氏の山城跡に加え、さらに神楽や楽打ちなどの無形民俗文化財など、数多くの史跡や有形文化財、優れた民俗芸能が継承されている。これらを保存・継承し、後世に伝えていくための保存活用計画策定、そして後継者の育成が今後の大きな課題となっている。また、これら歴史文化遺産を単に史跡巡りや鑑賞などの観光資源としてだけではなく、多種多様な活用プランを提示し、観光客が町内に滞在できる取組が必要である。

(2) その対策

先人たちが守り築きあげてきた歴史文化そして自然遺産から、築上町の独自性や魅力を引き出し、そこにスポットを当て、現在に即したまちづくりを推進する。特に、国指定名勝旧藏内氏庭園をはじめ、町内に現存している秀でた古民家や山城跡などの歴史的な地域文化財をはじめ、未開拓の地域独自の文化財の調査を実施し、その価値を見出し、計画的な保存と改修を行い、見学会やイベントなどで現在に生かせるよう創意工夫した公開活用プランを提示する。

現在、国の施策として文化財や地域文化を総合的に捉えて保存活用を推進する「地域計画」の策定が急がれている中、町では独自に「旧藏内氏庭園保存活用計画書」や「中津街道保存活用計画書」といった計画書を作成している。これらの計画に基づき、計画的な史跡の保全と改修、公開を行い、「もの」「ひと」「こと」を連携させた見学会・イベント・ツアー・講習会・研修会などを実施し、地域文化の保存継承を図ると共に身近な歴史に触れる機会の充実を図る。これに関連して、古民家を休憩所や民泊等に使えるように整備するなど、ただ保存だけでなく、施設の再生・活用に取り組む。

また、町内の伝統文化保存団体に公開と継承の機会を提供するなど文化の保存・継承について引き続き支援を行う。さらに、歴史や自然・民俗をテーマにした学習講座の開設など住民が町の歴史文化に触れる機会や学校での学習活動にリモート体験システムなどを活用した地域の歴史や文化を学ぶ機会を設け、子どもたちの郷土愛を育てる取組を行う。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、管理に関する基本的な方針については以下のとおり定めている。

(その他社会教育系施設)

- 岩丸生涯学習センターは、維持管理に係る必要最低限の管理委託業務（草刈・施設内点検等）を締結していますが、将来的には施設の廃止・解体を視野に入れて検討していきます。
- 山村自然学校の所在地は、福岡県の土砂災害警戒区域に指定されており、施設解体に向けた取組をおこなっていきます。
- 旧藏内邸、旧竹内邸は、既存の状況を変えずに、かつ長く町の財産として活用するため、定期的な補修をおこない、質の維持に努めます。
- 文化財施設、文化自然遺産は、有識者の意見等を聞きながら、当施設の特徴を生かした利用方法等を検討します。また、利益誘導型の民間管理はそぐわない一面を持ち合わせているため、管理は町でおこない、その上で、地域活力を活用していきます。
- 築上町歴史民俗資料館については、将来的には展示スペースを他施設に統合し、古文書等の文化財収蔵施設としてのみ活用を図ることも検討していきます。
- 国指定史跡を有する施設については、維持管理は町でおこない、活用にあたっては地域や民間の活力を有効活用します。また、他地方公共団体における文化財施設の維持管理情報を共有することで、より良い公開方法や広報活動などを検討し、町の活性化に役立っています。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものである。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

近年、大気汚染や森林の減少といった地球規模での環境問題が広がり、人々の環境保全に対する意識が高まっている。また、平成 23 年 3 月の東日本大震災とそれに伴い起きた福島第一原子力発電所事故以降、ますます省エネルギーの推進及び化石燃料に代わる太陽光発電・風力発電等の再生可能エネルギーの普及・拡大が課題となっている。

こうした社会情勢のもと、本町においても循環型社会の構築や自然との共生を目指し、住民・事業者・行政の協働のもと、再生可能エネルギーの利用の推進が求められる。

(2) その対策

令和 3 年 1 月に完成した庁舎においても太陽光発電システムを導入しており、その他の公共施設における再生可能エネルギーの導入を推進する。また、町民や事業者への省エネルギー意識・行動の啓発を進め、周辺環境等に配慮し、再生可能エネルギーの活用を推進する。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当事業なし

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(公共施設の活用)

(1) 現状と問題点

合併前から所有していた施設は、ほぼ当時のままに引き継ぎ、現在に至っている。このため一部施設では、設置目的やサービス内容が類似しているものも存在している。老朽化した施設も随所に点在していることから一括した管理が難しく、他の施設との連携が行えないということもあり、費用対効果も含めて類似施設の統廃合などの対策が求められている。

また、廃校・廃園となった施設なども一部利用にとどまっており、地域での利活用の場として機能できていない問題もある。

住民にとって最適な公共施設の配置を実現しつつ、持続的発展をしていくために今後は長期的な視点をもって行財政改革を推進し、最適な公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的におこなっていく必要がある。

(2) その対策

「築上町公共施設等総合管理計画」により、本町の現状と将来を見据えて、適切な施設の保有量や施設情報の一元管理及び公有財産の売却等公共施設や公有地などの総合的かつ計画的な管理を推進する。

また、転用可能な施設の洗い出しや使用の可否、民間との連携なども視野に入れた活用を検討するなど、有効な施設活用に向けた取組を進める。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、管理に関する基本的な方針については以下のとおり定めている。

(その他の施設)

- 火葬場は町民にとって欠かせない施設として、今後も維持していきます。
- 有機液肥製造施設（し尿処理施設）は、住民サービスへの支障を避けるためにも、予備部品の保持等の予防保全に努め、長寿命化を図ります。また、補修等に多額のコストを要するため、計画的な維持管理をおこなうことで、コストの平準化を図ります。
- 旧小山田小学校は、今後、施設を解体・撤去の予定です。売却を含め、跡地利用を検討していきます。

- 利用状況を把握し、利用ニーズの少ない施設は廃止を検討します。利用ニーズがあり老朽化が著しい施設等は改修等を検討します。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものである。

14 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住・定住促進事業	築上町	
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	小川ダムパイプライン改修事業 小川ダム付帯施設改修 ポンプ改修 湊4地区（鬼塚地区）暗渠排水事業 安武第4地区基盤整備	福岡県 福岡県 築上町 福岡県 福岡県	
	(2) 漁港施設	西八田漁港凌渚工事 椎田漁港泊地凌渚工事	築上町 築上町	
	(3) 経営近代化施設 農業	液肥濃縮施設建設 築上町農業公園の整備 湊地区農業用水路改修工事 L = 45.9m	築上町 築上町 築上町	
	(9) 観光又はレクリエーション	牧の原キャンプ場整備事業 城井ノ上城址遊歩道整備事業 観光案内板設置事業 Wi-Fi整備事業 サイン計画作成及びサイン整備事業	築上町 築上町 築上町 築上町 築上町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	中山間地域等直接支払交付金事業 多面的機能支払交付金事業 アサリ貝資源回復事業	築上町 築上町 築上町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		下香楽地区基盤整備基本計画策定 事業	福岡県	R5.7新規追加
	商工業・6次産業化	直売所を拠点とした地域の元気づくり事業	築上町	
	観光	広域観光地・ロケ地PR事業	築上町	
	企業誘致	企業誘致事業	築上町	
	その他	創業支援事業	築上町	
		創業促進事業	築上町	
		農業情報統合管理システム衛星 画像等登録事業	築上町	
		農業情報統合管理システム統合事 業 (3 地域における情報化_デジ タル技術活用「統合型GISシステ ムの導入」と同じ事業)	築上町	
3 地域における情 報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	統合型GISシステムの導入	築上町	
		避難行動要支援者システム導入	築上町	R4.12新規追加
4 交通施設の整 備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	新設 日奈古54号線 L=289.8m W=7.0m+2.5m 町道下別府船迫線 L=1,117m W=7.0m+2.5m 道路照明の修繕 N=95箇所 町道椎田67号線 (椎田駅北口駅前広場)	築上町 築上町 築上町 築上町	
		改修 町道椎田16号線 L=130m	築上町	R5.12新規追加
		修繕 町道真如寺18号線 L=25m W=3.6~4.1m	築上町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	橋りょう	<p>新設 町道日奈古54号線 日奈古新橋 L=26.0m W=7.0m+2.5m</p> <p>新設・既設撤去 町道下別府船迫線 玉仙跨線橋 L=21.0m W=7.0m+2.5m</p> <p>改修 町道本庄櫟原線 丸岩橋 L=42.1m W=6.2m</p> <p>町道椎田13号線 小川橋 L=6.5m W=4.4m</p> <p>町道小山田48号線 小山田11号橋 L=9.7m W=4.6m</p> <p>町道小山田14号線 小山田3号橋 L = 12.1m W = 3.5m</p> <p>町道小山田30号線 小山田6号橋 L=6.1m W=3.8m</p> <p><u>町道小山田43号線 小山田9号橋</u> <u>L=11.7m</u> <u>W=4.6m</u></p> <p><u>町道小山田46号線 山榭原橋</u> <u>L=10.0m</u> <u>W=4.0m</u></p> <p>町道袈裟丸小山田線 下香楽2号橋 L=5.3m W=5.2m</p> <p>町道椎田上り松線 大崎橋 L=18.9m W=5.8m</p>	<p>築上町</p> <p>築上町</p> <p>築上町</p> <p>築上町</p> <p>築上町</p> <p>築上町</p> <p>築上町</p> <p>築上町</p> <p>築上町</p> <p>築上町</p> <p>築上町</p> <p>築上町</p> <p>築上町</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>R5.7新規追加</p> <p>R5.7新規追加</p> <p></p> <p></p>

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		町道寒田線 寒田1号橋 L=5.7m W=4.5m	築上町	
		町道岩丸70号線 船川原橋 L=5.5m W=4.3m	築上町	
		町道小山田50号線 小山田13号橋 L=9.1m W=2.1m	築上町	
		町道日奈古26号線 向田第1橋 L=20.7m W=3.6m	築上町	
		町道寒田2号線 助四郎橋 L=22.1m W=3.6m	築上町	
		町道寒田11号線 むかい山橋 L=23.4m W=3.6m	築上町	
		町道上ノ河内45号線 無名橋 L=4.7m W=3.0m	築上町	R5.7新規追加
		町道上ノ河内71号線 棚田跨道路橋 L=30.2m W=7.0m	築上町	
		町道安武73号線 西郷川橋 L=10.4m W=5.2m	築上町	
		町道椎田上り松線 尾崎橋 L=3.3m W=4.5m	築上町	
		町道臼田4号線 鎭宅新橋 L=2.8m W=5.4m	築上町	
		町道岩丸23号線 無名橋31 L=3.0m W=2.0m	築上町	
		町道岩丸60号線 小木戸橋 L=3.9m W=6.2m	築上町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		町道岩丸63号線 後口二号橋 L=4.0m W=3.0m	築上町	
		町道真如寺18号線 草切道橋 L=4.3m W=4.5m	築上町	
		町道上別府松丸線 上深野1号 L=3.2m W=9.1m	築上町	R5.7新規追加
		町道上別府築城線 下別府1号 L=2.0m W=6.4m	築上町	
		町道築城73号線 築城7号橋 L=2.4m W=6.17m	築上町	
		町道上深野8号線 上深野6号 L=3.5m W=5.1m	築上町	
		町道下香楽1号線 下香楽4号 L=3.5m W=4.9m	築上町	
		町道寒田14号線 寒田13号橋 L=5.1m W=3.4m	築上町	
		町道寒田37号線 越崎橋 L=11.0m W=7.4m	築上町	
		町道奈古26線 奈古前田橋 L=34.4m W=7.4m	築上町	
		町道奈古原線 門田橋 L=19.2m W=7.4m	築上町	
		町道上ノ河内73号線 奈切橋 L=9.4m W=2.0m	福岡県	
	(2) 農道	広域農道京築アグリライン橋梁補修・耐震化工事 新築上大橋 年の神橋	築上町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(3) 林道	浅ヶ田橋 極日橋 小原橋 幸福橋 屋敷橋 トンネル照明の修繕 葛城トンネル照明灯 N=70灯 葛城第二トンネル照明灯 N=69灯 小原・上り松トンネル照明灯 N=64灯 国見山線延長 L=8,640m 橋りょう補修工事 中畑橋 小川谷橋 荒谷橋 岩瀬戸橋 3号橋	築上町 福岡県 築上町	
5 生活環境の整備	(2) 下水処理施設 公共下水道 農村集落排水施設 (5) 消防施設 (6) 公営住宅 (7) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	椎田処理区下水道施設整備 約28h a 築城処理区下水道施設整備 約7h a 西高塚地区農業集落排水施設整備 避難所及び防災倉庫の設置 公営住宅整備事業 河川台帳の整備	築上町 築上町 築上町 築上町 築上町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所 児童館	児童福祉施設（保育所）改修事業 椎田そらいろ保育園 築城保育所 児童館改修事業	築上町 築上町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(3) 高齢者福祉施設 その他	地域包括支援センター整備事業	築上町	
	(7) 市町村保健センター及び母子 健康包括支援センター	保健センター改修事業	築上町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	乳幼児医療対策費	築上町	
		子ども医療費対策事業費	築上町	
	高齢者・障害者福祉	重度障がい者医療対策事業	築上町	
	健康づくり	「食」の自立支援事業	築上町	
		ふれあい健康サロン事業	築上町	
	その他	ひとり親等医療対策事業	築上町	
		買い物支援事業	築上町	
	(9) その他	放課後児童クラブ改修事業 おにっ子児童クラブ 築城キッズ児童クラブ ひまわり児童クラブ きいのこキッズ児童クラブ	築上町	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	健康増進基金 (住民健診拡充事業)	築上町	
		すこやか子育て基金事業 (妊婦健康診査事業)	築上町	
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	八津田小学校建設事業	築上町	
		改修 椎田中学校 築城中学校 椎田小学校 葛城小学校 小原小学校 西角田小学校 築城小学校 上城井小学校	築上町	
	屋内運動場	改修工事 椎田中学校 築城中学校	築上町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	屋外運動場	椎田小学校 八津田小学校 葛城小学校 小原小学校 西角田小学校 築城小学校 下城井小学校 上城井小学校 改修工事 椎田中学校 築城中学校 椎田小学校 八津田小学校 葛城小学校 小原小学校 西角田小学校 築城小学校 下城井小学校 上城井小学校	築上町	
	水泳プール	改修工事 椎田小学校 葛城小学校 西角田小学校 築城小学校 下城井小学校 上城井小学校	築上町	
	スクールバス・ポート	スクールバス更新	築上町	
	その他	受変電設備新設更新事業 新設 小原小学校 更新 上城井小学校 椎田中学校 I C T 環境整備事業 教育用備品整備事業 公立小中学校公共下水道等整備事業 下城井小学校空調設置事業	築上町 築上町 築上町 築上町 築上町 築上町 築上町	
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館	中央公民館改修 下城井公民館改修	築上町 築上町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	集会施設	上城井公民館改修	築上町	
		学習等供用施設及び集会所等改修	築上町	
	体育施設	体育施設等改修		
		サン・スポーツランド浜の宮グラウンド改良工事	築上町	
		サン・スポーツランド浜の宮テニスコート照明設備LED化工事	築上町	
		弓道場新設工事	築上町	
		パークゴルフ場暗渠排水管更新工事	築上町	
	図書館	図書館移転事業	築上町	
		移動図書館車導入事業	築上町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	特別支援教育体制整備事業	築上町	
		教育相談事業	築上町	
		学力向上支援事業	築上町	
		要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	築上町	
		適応指導教室事業	築上町	
		<u>椎田小中一貫校に関する</u> <u>基本構想・基本設計事業</u>	築上町	R5.7新規追加
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	まちづくり推進交付金	築上町	
10 地域文化の振興 等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	築上町文化会館（コマーレ）改修	築上町	
	その他	旧藏内氏庭園保存整備事業	築上町	
		戦国宇都宮氏の家臣屋敷等再生活 用事業	築上町	
		船迫窯跡保存整備事業	築上町	
		中津街道保存活用整備事業	築上町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	地域文化振興	文化芸術（コンサート）事業 築上町歴史文化自然リモート体験システム制作事業	築上町 築上町	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		集会施設等 椎田社会福祉センター統合整備事業 築城社会福祉センター統合整備事業 福祉センター入浴施設統合整備事業 築城支所施設改修 旧小山田小学校解体工事	築上町 築上町 築上町 築上町 築上町	

15 過疎地域持続的発展特別事業分の事業計画（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住・定住促進事業	築上町	移住・定住促進を目的とした社会増に資する事業
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	中山間地域等直接支払交付金事業	築上町	農業生産活動の継続を目的とした事業
		多面的機能支払交付金事業	築上町	農業の多面的機能の維持・発揮を図る事業
		アサリ貝資源回復事業	築上町	地場産業振興を目的とした事業
		<u>下香楽地区基盤整備基本計画策定事業</u>	福岡県	農業振興を目的とした事業 R5.7新規追加
	商工業・6次産業化	直売所を拠点とした地域の元気づくり事業	築上町	農林産物の生産・販売体制の強化を目的とした事業
	観光	広域観光地・ロケ地PR事業	築上町	交流人口・関係人口増に資する事業
	企業誘致	企業誘致事業	築上町	企業誘致による雇用促進を目的とした事業
その他	創業支援事業	築上町	創業者の支援を目的とした事業	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		創業促進事業	築上町	創業促進を目的とした事業
		農業情報統合管理システム衛星画像等登録事業	築上町	地域課題の分析・解決を目的とした事業
		農業情報統合管理システム統合事業 (3 地域における情報化_デジタル技術活用「統合型GISシステムの導入」と同じ事業)	築上町	地域課題の分析・解決を目的とした事業
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	統合型GISシステムの導入	築上町	地域課題の分析・解決を目的とした事業
		避難行動要支援者システム導入	築上町	地域課題の分析・解決を目的とした事業
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	河川台帳の整備	築上町	暮らしの安全に資する事業
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	乳幼児医療対策費	築上町	子育て環境の整備と支援を目的とした事業
		子ども医療費対策事業費	築上町	子育て環境の整備と支援を目的とした事業
	高齢者・障害者福祉	重度障がい者医療対策事業	築上町	障がい者環境の整備と支援を目的とした事業
	健康づくり	「食」の自立支援事業	築上町	安心して暮らせる地域づくりを目的とした事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	その他	ふれあい健康サロン事業 ひとり親等医療対策事業 買い物支援事業	築上町 築上町 築上町	介護予防を目的とした健康づくりに資する事業 子育て環境の整備と支援を目的とした事業 安心して暮らせる地域づくりを目的とした事業
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	健康増進基金 (住民健診拡充事業) すこやか子育て基金事業 (妊婦健康診査事業)	築上町 築上町	地域住民の健康づくりに資する事業 地域住民の健康づくりに資する事業
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	特別支援教育体制整備事業 教育相談事業 学力向上支援事業 要保護・準要保護児童生徒就学 援助事業 適応指導教室事業 <u>椎田小中一貫校に関する 基本構想・基本設計事業</u>	築上町 築上町 築上町 築上町 築上町	教育環境の充実に資する事業 教育環境の充実に資する事業 教育環境の充実に資する事業 教育環境の充実に資する事業 教育環境の充実に資する事業 教育環境の充実に資する事業 教育環境の充実に資する事業 R5.7新規追加

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	まちづくり推進交付金	築上町	地域コミュニティの 活性化を目的とした 事業
10 地域文化の振興 等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	文化芸術（コンサート）事業	築上町	地域の文化活動の活 性化を目的とした事 業
		築上町歴史文化自然リモート体 験システム制作事業	築上町	郷土愛の醸成に資す る事業

